

平成 30 年 4 月 10 日

瀬戸内市における電子入札の運用の変更について

瀬戸内市総務部契約管財課

新電子入札システムの運用開始に伴い、瀬戸内市における電子入札の運用上の注意点や変更点を次のとおりお知らせします。

記

1 入札関係情報の公表について

電子入札を利用する「工事」、「測量・コンサルタント業務」の発注予定、入札予定、入札結果について、これまで市ホームページで公表していましたが、平成30年度分からは入札情報公開システムを利用して公表することとします。

電子入札を利用しない「物品・役務」の入札については従来どおり市ホームページで公表します。

2 くじ番号について

応札時に登録するくじ番号には「000」が使用できません。

3 電子入札の原則とトラブル対応について

現行システム同様、新システムにおいても入札手続は電子入札が原則です。ただし、指名通知書発行後又は入札参加表明期間終了後に、トラブルによりシステムから入札書の提出ができなくなった場合、事業者様に原因がない場合に限り、所定の手続をすることにより、書面入札に切り替えることができることとします。

4 来庁者用端末について

これまで市役所に設置していた来庁者用端末は、平成30年4月から廃止となります。